公益社団法人マナーキッズ。プロジェクト定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人マナーキッズ。プロジェクトと称する。

(事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都杉並区高円寺北三丁目22番3号 デルコホームズに置く。
- 2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国内外の乳幼児から高齢者までに対し、スポーツ・文化及び社会活動を通し、日本の伝統的な礼法の挨拶・礼儀作法の基本的マナーの習得、体力・運動能力及び知的能力の向上をはかり、「体」、「徳」、「知」のバランスのとれた世界に通用する気骨ある人材育成に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) マナーキッズ教室の開催事業
 - ア 国内外の幼稚園・小学校・総合型地域スポーツクラブ・スポーツ少年 団、その他の団体で展開するマナーキッズ教室の開催事業
 - イ マナーキッズショートテニス教室他を媒介とした小学校、幼稚園・保 育園における体育と道徳の融合授業開催の支援事業
 - ウ マナーキッズ体幹遊びの開催事業
 - エ「マナーキッズ」調べの普及事業として、マナーキッズ教室を開催する 小学校、幼稚園・保育園を中心に、次の要領で実施する。
 - (ア) 幼稚園園児、小学校児童が「マナーキッズ」調べ帳票に記入する。

- (イ) 保護者、教師と面談の上、基準点を超える場合は表彰する。
- (ウ) 「マナーキッズ」調べの分析を個人、クラス、学校単位に行い、 資料の提供とともに改善・向上策の指導を行う。
- (エ) 「マナーキッズ」調べ表彰者を対象に、毎年10月に「マナーキッズ」調べ表彰者発表会を開催する。
- オ 文化・社会活動でのマナーキッズ教室の開催事業
- カ 文部科学大臣杯マナーキッズショートテニス全国小学生団体戦の開催 事業
- キ マナーキッズ大使の海外派遣事業
- (2) マナーキッズに係る出版物発行事業
- (3) マナーキッズに係る教育研修事業
- (4) マナーキッズに係る研究事業
- (5) マナーキッズに係るコンサルティング事業
- (6) スポーツ、文化に関連した国際交流、親善に関する事業
- (7) 地方公共団体及び公的機関が実施するイベント、セミナーの運営等を支援する事業並びに公益性を有する各種スポーツ施設等の管理・運営等を支援する事業
- (8) 公益目的事業を推進するためのマナーキッズに係る物品販売等の事業及びこれに関連する事業
 - (9) その他公益目的を達成するために必要な事業
 - 2 前項の事業は、国内外において行うものとする。

第3章 会員

(種 別)

- 第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
 - (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入 会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2 入会は、社員総会において定める入会及び退会規程(以下「入会及び退会規程」という。)により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

- 第7条 正会員は、社員総会において定める会費規程に基づき入会金及び会費 (以下「会費等」という。)を支払わなければならない。
- 2 賛助会員は、会費規程において別に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。
- 3 前2項の会費等及び賛助会費についてはその全額をこの法人の活動に必要 な経費に充てるものとする。

(会員の資格喪失)

- 第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 2年間(分)以上会費等を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

(退 会)

第9条 正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に 退会することができる。

(除 名)

- 第10条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その正会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他の正当な事由があるとき。
- 2 賛助会員が前項各号の一に該当する場合には、理事会の決議に基づき、除名 することができる。この場合、その賛助会員に対し、理事会の1週間前までに、

理由を付して除名する旨を通知し、理事会において、決議の前に弁明の機会を 与えなければならない。

3 前2項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。会員がその資格を喪失した場合でも当該年度に係る未納の会費は納付しなければならない。
- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他 の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

- 第12条 社員総会は、正会員をもって構成する。
- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

- 第13条 社員総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第14条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。
- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及

び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

- 4 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知 が発せられない場合

(招集)

- 第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、 社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求す ることができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

- 第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、 出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項 の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に 定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多 い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

- 第20条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上11名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち2名以内を業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、 職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、 その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、 この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、3 箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況 を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類、事業報告書並びにこれらの附属明細書を監査すること。
 - (3) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実

があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の 業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関す る定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了 又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事 又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、理事及び監事に対しては、 社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等 の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第29条 理事会は、代表理事が招集する。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を 招集する。

(決議)

- 第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く 理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、「一般社団・財団法人法」第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成 する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 基 金

(基金の拠出)

第32条 この法人は、社員又は第三者に対し、「一般社団・財団法人法」第131 条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の取扱い)

第33条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

- 第34条 この法人は、第42条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。
- 2 この法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入

及び信託することはできないものとする。

(基金の返還の手続)

- 第35条 基金の返還の手続きについては、「一般社団・財団法人法」第141 条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人 において別に定めるものとする。
- 2 前項の基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

(代替基金の積立)

第36条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第38条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込み を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が 作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これ を変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間 備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、 その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における 公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものと する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解 散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、

当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法 人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国 若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の 決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第 17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する読売新聞に掲載する方法による。

附則

この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の公益認定を受けた日から施行する。

平成26年10月2日 施行 平成27年6月16日 改訂 平成29年6月13日 改訂 平成30年6月12日 改訂 令和2年6月12日 改訂